

## 林地等小規模災害復旧事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、国、県の災害復旧事業の対象にならない小規模災害により被災した林地及び林業用施設等の早期回復を図るとともに、災害に強い施設等として適正な維持管理を促すために、災害復旧を行う事業主体に対し、予算の範囲内において、林地等小規模災害復旧事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものとする。

### (事業主体)

第2条 この事業主体は、次のとおりとする。

- (1) 日田市森林組合、日田郡森林組合、認定林業事業体
- (2) 生産森林組合
- (3) 作業道・作業路、管理組合
- (4) 森林所有者
- (5) 隣接する林地から被害を受ける恐れのある人家所有者又は公共的施設管理者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる災害及び復旧工事は、国及び県単補助事業で採択できないもので、次の各号のいずれかに該当し、かつ、対象事業費が10万円以上200万円以下のものとする。

- (1) 人家又は公共的施設に直接被害をあたえる恐れのある林地災害からの復旧。
- (2) 被災箇所を放置すれば、林道施設等の管理上、支障をきたすと認められる災害からの復旧。
- (3) 作業道等において、災害を起こす危険性がある横断暗渠及び横溝の改良、新設。

2 前項の復旧工事のうち、次の小規模災害改善項目を実施するものを含む。

- (1) 作業道の復旧において、破損防止対策としてコンクリートメッシュの施工を行うもの。かつ、目地材にゴム製エラストイトを使用し、路面から5cm程度突出させ、路面水の分散を図るもの。
- (2) 土砂崩壊等の復旧において、土砂除去に加えて、再度崩壊防止のために、法面への緑化シート（防草シート）などを施工し、法面保護等を行うもの。
- (3) その他、小規模災害改善項目として市長が認める復旧工事。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条の事業の実施に直接必要な経費で、市長が認めるものとする。

2 補助金の補助率は、林業用施設 **6.5 割**以内、林地 **5 割**以内とする。

ただし、激甚災害の指定等を受けた場合の補助率は、林業用施設 **8.5 割**以内、林地 **7 割**以内とする。

3 前条第2項の小規模災害改善項目に該当する場合は、林業用施設 **9 割**以内、林地 **7.5 割**以内とする。

(補助金の交付等)

第5条 この要綱に定める補助金の交付については、日田市補助金等交付規則（昭和33年3月1日第1号）の規定による。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。